

第7章 自治体外国人政策の フレームワーク

—EUの社会統合政策から日本の政策を考える—



北脇保之

東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター長

はじめに

日本の地方自治体の外国人政策は、在日韓国・朝鮮人をはじめとするいわゆるオールドカマーへの対応として、あるいは1990年代以降急増した、南米出身日系人、研修・技能実習生、日本人の配偶者等、いわゆるニューカマーへの対応として、直面する課題の一つひとつ取り組む形で形成されてきた。自治体政策のさまざまな分野の中には空疎な理論や観念に振り回され、形式的な条例や計画を作って終わりとなる例も見られるが、それに比べれば、外国人政策の分野では現実の課題への対応に迫られる中で、現場から経験的に政策を形成してきたことに対し一定の評価ができる。しかしながら、政策の理論的構築が不十分なために、外国人政策の新しい展開が妨げられていることも否定できない。第1に、昨秋以来世界同時不況の中で、外国人労働者が職や住居を失い、一部には帰国を余儀なくされる厳しい状況が出現しているが、地方自治体の外国人政策の基本理念、政策目標、戦略、個別政策などを包含する政策体系が十分確立していないため、現在の厳しい状況に対応し、さらにこの世界同時不況が終息した後の状況を展望した方針が示せていない。言い換えれば、在住外国人の増加と定住化を促進する経済社会的環境が持続する中で推進されてきた、「多文化共生」を旗印とする政策

が試練にさらされているということである。第2に、外国人政策は国境を超えた人の移動を対象とするものであるので、必然的に一国内だけで成り立つものではなく、送り出し国を含め、リージョナルな、さらには世界的な対話や協調が必要となるが、世界各国・地域と共通のベースに立って対話を進めるためにも、日本の外国人政策の体系を明示する必要がある。

以上のような課題に対応するためには、まず、政策を体系的に示し、世界各国・地域の政策と比較可能なものとするための政策準拠枠（フレームワーク）を設定する必要がある。その作業に当たっては、外国人政策の様々なアプローチをどう類型化するか、そしてその中で、「社会統合（あるいは単に「統合」）」の概念をどう評価するかの問題を避けて通れない。本稿では、まず、外国人政策のアプローチの類型化として、カナダ、オーストラリア、イギリスなど伝統的移民国ないしアングロ・サクソン系諸国の型とヨーロッパ大陸諸国の型を概括する。そして、日本の外国人政策フレームワークの構築に当たっては、ヨーロッパ大陸型の方が参照すべき点が多いことを述べる。そのうえで、EUの外国人政策をドキュメントに即して記述し、現在EU諸国を中心に推進されている“ Intercultural City ”（文化間対話都市）¹プログラムを紹介する。最後に、EU諸国の政策を踏まえながら、日本の外国人政策のフレームワークに盛り込むべき要素について考察する。

1. 外国人政策の類型化

1-1. 「外国人政策」と「移民政策」

ここまで筆者は、外国人の移住過程、すなわち出入国から滞在、定住、永住、国籍取得に関する過程を対象とする政策を「外国人政策」と呼んできた。これはすでに他の論文で論じたところであるが、日本の政府の政策や実定法の文脈の中では、「移民」は「入国時点の在留資格が永住を可能にするものである外国人」という意味合いがあり、このような「移民」は制度的に認められていない。したがって、日本の現実の政策を「移民政策」と呼ぶのは不適切であるので、代わりに「外国人政策」という言葉を使うこととしているところである（北脇、2008:6）。そのうえで、「外国人政策」は、外国人の出入国を扱う「出入国管理政策」と入国後の社会への包摂局面を扱う「社会統合政策」によって構成されるものと捉えている（北脇、2008:11）。

1-2. 外国人政策の類型化

次に、近藤敦の論文に拠って外国人政策の類型化について述べたい。近藤は、

筆者のいうところの「外国人政策」を「移民政策 (migration policy)」と呼び、その移民政策には、「出入国管理政策 (migration control policy)」と移民の社会参加を支援する「(狭義の) 移民政策 (migrant policy)」の二つの側面があり、ヨーロッパ諸国では後者を「統合政策 (integration policy)」と呼ぶ、と整理している(近藤、2009 : 7)。「外国人政策」と「移民政策」という用語の違いを別にする、外国人政策の構成についての近藤の認識は筆者と一致しており、外国人の入国後の社会への包摂局面を「社会統合政策」と捉える筆者の認識はヨーロッパ諸国では一般的であるということになる。

近藤によれば、欧米等における「(狭義の) 移民政策 (migrant policy)」の捉え方については、これを3類型に分類する考え方と1類型とする考え方がある。前者はオーストラリアなどでの考え方で、移民政策を同化政策から統合政策を経て多文化主義政策に至る3類型の歴史と見る。これに対し、後者はヨーロッパ大陸諸国の考え方で、統合政策を多文化主義的なものから同化主義的なものまで含む1類型として捉える(近藤、2009 : 11)。

【3類型分類】

3類型分類を代表的な研究者の著作に見てみよう。カースルズとミラーは、まず、移民の社会への組込みに関する用語としては、最終的に支配的な文化への吸収を目標とする「統合 (integration)」よりも、より中立的な言葉である「組込み (incorporation)」を選ぶべきとしている。そのうえで、「同化政策」を、移民に対し、受入れ社会に一方向的な適応によって組み込まれることを求める政策とする。次に、「同化政策」は「統合主義」にとって代わられる。「統合主義」においては、適応とは、移民と受入れ社会相互の間で何らかの調整が必要な、段階的な過程であるとされる。ただ、彼らによれば、統合主義は、よりゆっくりした、そして柔らかな同化主義にすぎない。さらに次の段階において「多文化主義」が生まれ、移民は自らの文化、宗教、言語を放棄するよう期待されることなく、社会のすべての分野において対等者として参加できなければならないと主張される。しかし、9.11後の現状においては、社会の安全に対する関心の高まりにより「国家的価値」や忠誠を強調する考えが強まり、結果として多文化主義的政策を「社会的結束 (social cohesion)」を強化する方策に置き換える動きになっているという(カースルズとミラー、2009 : 246)。

【1類型分類】

これに対し、1類型分類の代表的な例は、リタ・ジュスムートとヴェルナー・ヴァイデンフェルトに見ることができる(ジュスムートとヴァイデンフェルト、

2005： ）。彼らは、EUおよび加盟国のなすべきことは、総合的な移民政策および統合政策を策定し、「統合」という論争を呼ぶ分野での持続可能な協力を確立することだという。そして、「統合」とは、強制的な同化によって特徴づけられてはならず、移民と受入れ社会の人々の双方に、お互いに受入れ合う機会を提供するものでなければならない、また、移民と受入れ社会双方の権利と義務に基づいた、双方向の過程でなければならないとする。

また、ピマル・ゴシは、「統合」を、「移民が、機会均等を享受し、エスニシティや出身国を理由にした差別を受けることなく、積極的に受入れ社会に参加できるようにすること」としたうえで、統合に普遍的な定義は存在せず、統合戦略は、各国の社会的なモデルに付随するもので、大きく分けて「多文化主義」、「同化主義」、および「分離主義」の三つのカテゴリーがあるとする（ゴシ、2005：2）。

【3類型分類と1類型の比較】

以上のように、外国人政策の型あるいはアプローチを分類するに当たっての重要な違いは、「統合」の概念を「同化」の一種と捉えて、外国人政策の、否定されるべき型の一つとするか、あるいは、「統合」を外国人政策の実現目標の一つとして、様々な外国人政策の型に共通な要素とするかにある。ゴシの言うように、「統合」に確立した定義はなく、人によって意味するところが違う以上、この問題についてどちらの捉え方が正しいということは難しい。しかし、外国人あるいは移民と受入れ社会の関係性をどう築き、一つの社会としての維持をどう図るかは、外国人政策にとって常に核心的な課題であるので、これを「統合」の概念で捉えることは、政策の批判的分析や政策立案のために有意義である。また、「統合」の概念の中で、個人の権利の尊重・人種差別禁止を重視し、外国人あるいは移民と受入れ社会の双方向の過程であることを強調することは何ら矛盾ではない。したがって、「統合」に最終的に支配的な文化への吸収を目標とするというような特定の定義を与えようとするか否定的に評価することは適切ではない。以上ことから、日本の地方自治体の外国人政策のフレームワークを検討するに当たっては、ヨーロッパ大陸諸国の社会統合政策（狭義の移民政策）を参照することが意義を持つと考える。

2. EUの社会統合政策

2-1. 欧州委員会専門家報告（1990）

ここでEUの社会統合政策の形成を簡単に跡付けてみたい。現在に至るEU諸国の社会統合政策の出発点として、1990年に欧州委員会²が発表した専門家報告

がある（欧州委員会：1990）。この報告は、井口泰も紹介しているところであるが、ここでは、「統合」を、「移民の社会的周辺化（marginalization）を阻止し、または妨げる過程」と捉え、このように捉えることで、やや過熱した、そして不毛な「同化」対「多文化主義（multiculturalism）」の論争を脇に追いやることができるとしている（井口、2001：125）。さらに、「社会統合」は、同化政策のもとでも、多文化主義政策のもとでも同様に必要であるとしている。つまり、ここで明確に「統合」は、同化主義や多文化主義と並立する第3の移民政策、あるいは同化主義の一変種として捉えられているのではなく、同化主義、多文化主義などの移民政策を構成する共通な目的として捉えられているのである。

2-2. タンペレ・欧州理事会議長総括（1999）

1999年10月フィンランドのタンペレで開催された欧州理事会³の議長総括では、「自由、安全、正義の連合としてのEU」を目指す方針の中で、難民保護と移民の問題に関してはEU共通の政策が要請されているとし、「移民に対し、EU市民と同等の権利・義務を認めることを目指すより強力な統合政策が遂行されなければならない。また同時に、社会統合政策は、経済的、社会的、文化的生活における非差別を強化し、人種差別や排外主義に対抗する方策を伸長させなければならない。」とした（欧州理事会、1999）。ここで改めて、ECのころから目指されてきた共通政策としての社会統合政策が、EUの方針として確認された。

2-3. テッサロニキ・欧州理事会議長総括（2003）

2003年6月ギリシャのテッサロニキで開催された欧州理事会の議長総括では、「合法移民のEU社会への円滑な統合の問題は、さらに検討し、強化しなければならない。」としている（欧州理事会、2003）。EU域内に合法的に居住するEU域外からの移民の統合に関するEUレベルの政策の推進に関し、本稿に関連する主な内容は次のとおりである。

EU市民と同等の権利・義務を認められるべき合法的居住者の統合に関する総合的、多元的な政策が策定されなければならない。統合の成功が社会的結束や経済的厚生に貢献することを考えれば、統合政策は、雇用、経済的参加、教育、言語訓練、健康・社会福祉、住宅・都市計画、さらに文化や社会生活への参加などの要素をカバーするものでなければならない。

統合政策は、合法的に居住するEU域外からの移民と受入れ社会の、互いの権利とそれに対応する義務を基礎とした、継続的かつ双方向の過程として理解され

なければならない。

統合政策の成功は、可能な限りすべての関係者の効率的な参加にかかっている。EU 関係機関、国・地方自治体、労働組合、経営者団体、NGO、移民団体、文化・社会・スポーツ団体に対し、EU レベルおよび各国レベルで、共通の取組みに参加するよう奨励しなければならない。

2-4. 欧州委員会の移民、統合および雇用に関する通知（2003）

欧州委員会は、タンペレにおける理事会の決定を受けてより詳細な統合政策を発表している（欧州委員会、2003）。2003年3月に発表された、「移民、統合および雇用に関する欧州委員会通知」の、本稿に関連する主な内容は、次のとおりである。

統合は、合法的に居住する EU 域外からの移民と移民の完全な参加を用意する受入れ社会との間で進められる、互いの権利とそれに対応する義務を基礎とした、継続的かつ双方向の過程として理解されなければならない。このことは、一方で、移民一人一人が経済、社会、文化および市民生活に参加できるような形で、受入れ社会が移民の公的な権利を保障する責任があることを意味し、他方で、移民が、自らのアイデンティティを解消することなく、受入れ社会の基本的な規範や価値を尊重し、統合過程に能動的に参加することを意味する。

統合政策は、労働移民、家族呼び寄せなど様々なカテゴリーの移民に適用されるべきである。また、EU 域外からの移民の到着からすぐに、あるいは彼らが永続的または安定した在留資格を取得してすぐに適用されるべきである。

統合政策には全体的なアプローチが最も重要であり、統合の社会・経済的局面だけでなく、文化・宗教的多様性、市民権、参加および政治的権利をも考慮に入れなければならない。統合政策は、長期的かつ首尾一貫した全体的なフレームワークの中で計画されなければならない。また同時に個別のグループの特別な必要性に応え、地域的な条件にも合わせたものでなければならない。統合政策は、広範な利害関係者間にパートナーシップが確立されるかどうかにかかっているし、十分な資源を必要とする。女性や国際的な庇護を受けている人々を含め、移民コミュニティのメンバーが、プログラムや政策の構想、推進、組織化と評価に参加しなければならない。

以上のような全体的なアプローチからは、総合的な統合政策が要請される。そのカギとなる要素は、次のとおりである。

- ・労働市場への統合

- ・教育および言語技能
- ・住宅および都市計画
- ・健康および社会福祉
- ・社会・文化環境
- ・国籍、市民権および多様性の尊重

統合政策に対する全体的なアプローチをうまく実施するカギは、全体的な政策の首尾一貫性の改善とすべてのレベルと分野を超えた、移民政策、統合政策、雇用政策の間の協働である。国・地方自治体がリードするべきではあるが、移民自身を含め、社会的パートナー、調査機関、公共サービス供給者、NGO など市民社会の担い手が政策をめぐる協働に参加するべきである。

3. Intercultural City

3-1. 文化間対話白書

次に、以上のような EU の方針に基づき、社会統合政策形成を進めている欧州評議会の活動を見てみよう。欧州評議会とは、EU と密接な関係を持つ国際機関で、EU 全加盟国に加え、南東欧諸国、ロシア、トルコなど 47 カ国が加盟し、日本を含む 5 カ国がオブザーバーとして参加しており、人権や民主主義等の分野を中心に、各種条約策定、専門家会合開催、国際問題に関する勧告・決議採択等を積極的に進めている。

欧州評議会は、文化間対話を、人権、民主主義、法の支配の維持・発展という機関の中心的目的に資するものとし、その推進を図っている。2005 年の加盟国政府首脳会議では、文化間対話を、異文化に対する意識、理解、和解、寛容を促進するとともに、紛争を予防し、統合と社会的結束を確実にする手段であると確認した。そして、2008 年には、「文化間対話白書 (“ White Paper on Intercultural Dialogue ”)」⁴ を発表した (欧州評議会外相会議、2008)。

「文化間対話白書」は、統合政策をめぐりカギとなる用語を次のように定義している。

多文化主義 (同化主義も同様)

「文化的多様性」や「多文化性」という言葉は、ある空間や社会組織において異なる文化が存在し、また、それらが相互に作用することもあり得るという経験的事実を意味するだけであるのに対して、「多文化主義 (同化主義も同様)」は、特定の政策アプローチとしての意味を持つ。

社会的結束 (social cohesion)

格差や二極化を最小化しつつ、メンバーすべての福祉を確保する社会の力を意味する。

統合（社会統合 social integration、包摂 inclusion）

「統合（社会統合、包摂）」は、移民と受け入れ社会の二つの側での過程として、また、個人の尊厳、共通善、多元性と多様性、非暴力と結束、さらに人々の社会的、文化的、経済的、政治的生活への参加能力を完全に尊重しつつ、移民と受け入れ社会の人々がともに生きる力として理解される。統合のための戦略は、必然的に、社会のすべての領域をカバーし、かつ社会的、政治的、文化的局面を含まなければならない。そして、移民の尊厳と特有のアイデンティティを尊重し、政策策定に当たって考慮しなければならない。

このようにキーとなる用語を定義したうえで、白書は「文化間対話」パラダイムについて、「同化主義」からは個人への注目、「多文化主義」からは文化的多様性の認識という、それぞれの良いところを採り、「統合」と「社会的結束」にとって決定的に重要な、尊厳の対等性と価値の共有を基にした「対話」という新しい要素を加えたものであるとしている。

「文化間対話白書」では、「統合」を、より広い社会政策上の用語である「包摂」と趣旨を同じくする関連概念と位置づけ、さらに「統合」と「社会的結束」を並べて移民政策の政策目標としている。このような立場に立てば、“integration”か、“social cohesion”か、というような問いは意味をなさない。

3-2. Intercultural City

欧州評議会は、文化間対話を具体化する手段として都市に着目し、“Intercultural Cities Programme”を推進している。プログラムでは、文化の多様性をダイナミズム、イノベーション、創造性および成長の源泉と捉え、“Intercultural City”こそが、グローバルな社会・経済的課題に積極的に対応できるとしている（欧州評議会教育、文化・遺産、若者、スポーツ総局、2008）。

文化間対話都市プログラムでは、外国人政策のアプローチを次のように類型化している。

無政策・・・移民やマイノリティが、都市にとって重要でない、一時的な現象とみなされているため、政策的対応を定める必要性が自覚されていない。

外国人労働者政策・・・移民はいずれ出身国へ帰る一時的な労働力とみなされているため、政策は短期的なものと考えられ、元からの市民に対する移民の影響を最小化するよう企図されている。

同化政策・・・移民やマイノリティは永続的なものと受け止められているが、可能な限り速やかに吸収されるべきものと仮定されている。受入れ社会の文化的規範との相異は奨励されず、それが国家統合に対する脅威と考えられる場合には、むしろ妨げられたり、抑圧されたりすることがある。

多文化主義政策・・・移民やマイノリティは永続的なものと受け止められ、受入れ社会の文化的規範との相異は、反人種差別主義活動に支えられた法律や制度において奨励され、保護されている。そして、これが状況によっては分離あるいは隔離された展開につながるリスクがあることを受け入れている。

文化間対話政策・・・移民やマイノリティは永続的なものと受け止められる。移民が受入れ社会の文化的規範との相異を保持する権利は法律や制度において認められるが、共通基盤、相互理解、共感や願望の共有を生み出す政策、制度や活動が奨励される。

これらの分類は単純化されたものであって、すべての政策モデルを網羅するものではなく、また、現実には一つの都市においてもこれらの類型に属する政策が混在しているのが通常である。しかし、文化間対話政策以外の政策が、マイノリティやアウトサイダーに対処する政策であって、マジョリティに深刻な疑問を投げかけその変化を求めるものではないのに対し、文化間政策は、多様性を標準と捉え、調整を、マイノリティであれマジョリティであれ、すべての住民の義務とするところに違いがある。そして、この多様性こそ、ダイナミズム、革新、および成長の資源であることを理解し、文化間対話都市政策を推進するべきであるとしている。

また、文化間対話都市プログラムに理論的基盤を提供しているマイケル・アレキサンダーは、別表のような地方自治体の移民政策のフレームワークを設定し、その中で文化間対話政策の特徴を整理している（アレキサンダー、2004：71）。

4. 日本の外国人政策のフレームワークの検討

4-1. 外国人政策のフレームワーク

以上、EUにおける、地方自治体の狭義の移民政策、すなわち社会統合政策を概観してきた。カースルズとミラーに代表される移民政策の類型化に従えば、社会統合を重視する政策はそれ自体一つの政策類型で、同化政策に近いものとされるが、EUおよびヨーロッパ大陸諸国において支配的な考え方に従えば、「統合」は移民政策が共通に追求すべき目標となる。先に述べたように、外国人あるいは移民と受入れ社会の関係性をどう構築するかは外国人政策の核心的な部分であ

る。したがって、この課題への対応を「統合」概念で捉え、かつその概念に適切な要素を盛り込むことが、政策議論の適切な出発点となる。その意味で、移民と

<別表> 地方自治体の移民政策のフレームワーク

地方自治体の移民政策のフレームワークの構成要素	文化間対話政策の特徴
A 受入れ社会と移民の関係に関する地方自治体の姿勢あるいは仮定	移民を永続的なものとして捉えるが、エスニックな「他者性」を過度に強調しない
B 政策領域あるいは課題分野	
B-1 法律・政治的領域	
・市民としての地位	・立法化を支持
・移民が参加する協議機関	・地方政治における投票権を拡大
・移民の組織化あるいは動員	・移民と受入れ社会双方の代表が混在する形態を志向
B-2 社会・経済的領域	
・労働市場	・差別禁止政策
・学校	・一般的な（エスニックな基準のない）職業訓練
・社会的サービス	・国語のクラス、母語支援
・警察あるいは紛争解決	・マイノリティのニーズに敏感だが、エスニシティに基づき分離された施設は最小限のもの
B-3 文化・宗教的領域	
・マイノリティの宗教施設	・エスニシティ間紛争管理の実施機関としての警察
・公衆意識あるいはコミュニケーション政策	・文化間対話活動に対するものを除き、宗教施設に対する支援は最小化
B-4 居住領域	
・都市開発およびエスニシティによる集住地区との関係	・文化間対話による「統合」を強調するキャンペーンあるいはプロジェクト
・住宅	・エスニシティの混在政策：現住者を保護しながら集住を緩和
・空間のシンボリックな利用	・公的住宅に関する機会均等
	・差別禁止政策
	・多文化間対話を象徴する空間利用の強調

受入れ社会の双方向の過程としての「統合」を基軸にした、EUの文化間対話政策は、日本にとってもあるべき外国人政策の一つの方向性を示しているといえる。

以上のことから、文化間対話政策と立場を同じくするアレキサンダーの提示した、前述の政策フレームワークは、日本の外国人政策のフレームワーク構築に際して参照すべきものといえる。もちろん、外国人政策は各国・地域の個々の文脈の中で形成されるものであるので、EUの議論を直接持ち込むのは適切ではないが、この政策フレームワークは、日本の議論において視野に入らないか、あるいは明確に意識されない観点が含まれており、大変示唆に富む。これを参考に、日本の地方自治体の外国人政策のフレームワークを構想するとすれば、その構成要素は次のとおりになるだろう。

受入れ社会と外国人の関係に関する地方自治体の姿勢あるいは仮定
政策目標
政策領域と各政策領域における個別政策
次に、これらの要素に盛り込むべき内容を論じる。

4-2. 受入れ社会と外国人の関係に関する地方自治体の姿勢あるいは仮定

「定住者」資格で来日した日系人や日本人の配偶者、そして就労可能な留資格で来日した外国人は明らかに定住化しており、外国人の移住は決して一時的なものではなく、永続的なものと認識しなければならない。また、受入れ社会と外国人の関係は、互いの権利とそれに対応する義務を基礎とした、継続的かつ双方向の統合過程として捉えられる。このことは、一方で、外国人一人ひとりが経済、社会、文化および公的活動に参加できるよう、受入れ社会が外国人の公的な権利を保障する責任があることを意味し、他方で、外国人が、自らのアイデンティティを解消することなく、受入れ社会の基本的な規範や価値を尊重し、統合過程に能動的に参加することを意味する。外国人の、個人として、またコミュニティとしての尊厳とアイデンティティは尊重されるが、外国人の「他者性」を過度に強調するべきではない。

4-3. 政策目標

「統合」(= 個人の尊厳、共通の価値、多元性と多様性、非暴力と結束を尊重し、人々が社会的、文化的、経済的、政治的生活に完全に参加できるようになる中で、外国人と受入れ社会の人々が共に生きることの実現) と「社会的結束」(= 外国人であるが故の格差や外国人と受入れ社会の人々との二極化を最小化し、社会の

結束を維持すること)を政策目標とするべきであろう。

4-4. 政策領域と政策領域における個別政策

自治体の外国人政策あるいは社会統合政策は、全体的なアプローチが最も重要であり、労働市場、学校教育・言語技能、健康・社会福祉など社会・経済的領域だけでなく、市民的権利、協議への参加、参政権など法律・政治的領域、文化・宗教的多様性、市民意識など文化・宗教的領域や外国人の居住に関わる住宅・都市計画など居住の領域をカバーすると同時に、これらの政策の間に首尾一貫性がなければならない。ここでは、個々の政策領域における個別政策に触れることはできないが、各自治体においては、政策の全体性・首尾一貫性に留意して政策を組み立てなければならない。

おわりに

本稿では、自治体関係者が自ら外国人政策のフレームワークを検討する際にヒントを見つけられるように、若干の煩瑣を厭わず EU の政策文書を紹介した。また、日本の自治体の外国人政策のフレームワークに関しては、大まかなポイントを提示した。実際にフレームワークを構築するに当たっては、外国文献に当たることよりも、本稿で示したような一定の枠組みに照らして各自治体の政策の意義や効果を吟味し、その結果を枠組みの精緻化に反映させるという、実践的な考究が重要であることは言うまでもない。

[注]

¹ “Intercultural City” に適当な定訳はない。“intercultural” は、例えば “intercultural education” の場合は「異文化間教育」と訳され、これが定着しているが、「異文化間都市」では意味が伝わらない。“intercultural” の意味するところは、「文化間の相互作用」「interaction」が行われることであるが、「文化間相互作用都市」も長すぎて適当でない。そこで、“Intercultural City” が “intercultural dialogue” の概念から生じたものであることを考慮するとともに、あえて「異文化」を強調しないこととし、ここでは、「文化間対話都市」という訳語を採用した。

² 欧州委員会 “Commission of the European Communities” は、EU 全体の政策決定の土台となる法案の発議権を持ち、法案の提出や行政執行を担当する。各加盟国から一人ずつの委員によって構成される。

³ 欧州理事会 “European Council” は、EU の最高意思決定機関であり、加盟国の政府首脳と欧州委員会委員長によって構成される。

⁴ [注] 1 に記したように、“intercultural” を通例のように「異文化間」と訳せば「異文化間対話白書」となるが、あえて「異文化」を強調する必要がないことから、「文化間対話白書」とした。

[参考文献]

- 井口泰, 2001, 『外国人労働者新時代』筑摩書房.
- 北脇保之, 2008, 「日本の外国人政策 政策に関する概念の検討および国・地方自治体政策の検証」
『多言語・多文化 実践と研究』vol.1, 東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター.
- 近藤敦, 2009, 「なぜ移民政策なのか 移民の概念, 入管政策と多文化共生政策の課題, 移民政策学会
の意義」『移民政策研究』創刊号, 移民政策学会.
- Alexander, Michael, 2004, Comparing Local Policies toward Migrants; An Analytical Framework, a Typology
and Preliminary Survey Results. Penninx,R.,Kpaal,K.,Martiniello,M.,Vertovec,S. eds. Citizenship in
European Cities, Ashgate.
- Castles, Stephen & Miller, Mark J., 2009, The Age of Migration: International Population Movements in the
Modern World 4th ed., Palgrave MacMillan.
- Commission of the European Communities, 1990, Immigration Policy and Social Integration of Immigrants in
the European Community, Commission of the European Communities.
http://aei.pitt.edu/1261/01/immigration_policy_SEC_90_1813.pdf
- Commission of the European Communities, 2003, Communication on Immigration, Integration, and
Employment, Commission of the European Communities.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0336:FIN:EN:PDF>
- Council of Europe DG , 2008, The Intercultural City: what it is and how to make it work, Council of Europe
DG /Cult/C(2008)01
- Council of Europe Ministers of Foreign Affairs, 2008, White Paper on Intercultural Dialogue: “ Living Together
As Equals in Dignity ”, Council of Europe.
- Ghosh, Bimal, 2005, The Integration Challenge: Living Together in a Europe of Diversity. Süßmuth, Rita &
Weidenfeld, Werner eds. Managing Integration, Bertelsmann Stiftung.
- Presidency Conclusions, European Council, (Tampere), October 1999.
http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/00200-r1.en9.htm
- Presidency Conclusions, European Council, (Thessaloniki), June 2003.
http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/ec/76279.pdf
- Süßmuth, Rita & Weidenfeld, Werner, 2005, The Integration Challenge: Living Together in a Europe of
Diversity. Süßmuth, Rita & Weidenfeld, Werner eds. Managing Integration, Bertelsmann Stiftung.